

各務原市 地域密着型サービス 指定申請について

概要

◇ 地域密着型サービスについて

地域密着型サービスとは、「高齢者が住み慣れた地域で継続した生活ができるように」との観点から平成18年4月に創設されたサービスです。各務原市においては、住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに掲げるものに限り指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスの提供をすることとしています。

- (1) 住民となった日から90日以上経過した者
- (2) 当該サービスの提供について市長の同意を得た者

◇ 事業分類

| 地域密着型サービス | 地域密着型介護予防サービス |
|----------------------|------------------|
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | — |
| 夜間対応型訪問介護 | — |
| 地域密着型通所介護 | — |
| 認知症対応型通所介護 | 介護予防認知症対応型通所介護 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 介護予防小規模多機能型居宅介護 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | — |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | — |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | — |

指定の流れ

① はじめに

サービスにより、各務原市介護保険事業計画に基づき事業者を募集し受付を行うものと、随時受付をしているものに分かれていますので、申請する場合はあらかじめご確認ください。

| 受付方法 | サービス種類 |
|----------|--|
| 計画に基づく公募 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 |
| 随時受付 | 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 |

※ 募集状況については介護保険課施設指導係にお問い合わせください。

② 指定基準の確認

介護保険事業者として指定を受けるためには、「各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」などの指定基準を満たさなければなりません。

③ 他法令の手続き

介護保険の指定事業者となるためには、介護保険法の指定基準を満たしていること以外に、事前調整が必要な場合があります。

【手続きが必要となる例】

| | |
|--------------------|---|
| 老人福祉法の適用を受けるもの | 岐阜地域福祉事務所へ届出 |
| 他法規制の可能性のあるもの | 消防法、都市計画法、建築基準法、文化財保護法、福祉のまちづくり条例等、各担当課へ確認 |
| 事業者として当然に守るべき法規制など | 就業規則等を労働基準監督署へ届出、税務署への届出、雇用保険の届出、法人の定款変更等の手続等 |
| 必要に応じて、事前調整を行うもの | 高齢福祉課、社会福祉課、地域包括支援センター、隣接地権者、自治会、民生委員等 |

④ 図面の事前確認

指定担当者が図面の確認を行います。現地調査を実施する場合もあります。

⑤ 指定についての介護保険被保険者の意見反映措置（※随時受付するサービスのみ）

介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるため、指定について「各務原市介護保険地域密着型サービス等適正運営委員会」での審議を行います。審議の際の資料として、事業計画書などを提出していただく必要がありますので、様式については市ウェブサイトを参照ください。

⑥ 申請書類の提出

- ・書類一式は、開設2か月前に必ず提出してください。
- ・提出書類については、市公式ウェブサイトを参照してください。
- ・申請書の書き方や必要な添付書類は、サービスの種類ごとに異なります。

※ 注意事項

- ・介護保険事業者の指定を申請するためには、法人格を有する必要があります。
- ・社会福祉法人は、定款・登記簿謄本に所管庁の認可（認証）が必要となります。
- ・申請書類の規格は、図面を除き、A4サイズです。
- ・申請書に使用する印鑑は、法務局に登録されている法人の代表者印を使用してください。
- ・添付書類で「写し」となっている書類は、申請者の代表者名による原本証明が必要です。
- ・定款・登記簿謄本の「事業目的」の項目に、申請を行う事業（記載例：介護保険法に基づく地域密着型サービス事業）が記載され、法人の行う事業として位置づける必要があります。
- ・資格取得又は研修修了が要件となっている職種については、資格証、研修修了証の写しが必要です。

⑦ 業務管理体制の整備に関する届出

介護サービス事業者には、指定取消事案など不正行為を未然に防止し、利用者の保護と介護保険事業の適正化を図り、法令遵守の義務の履行を確保するため、事業者の規模に応じた業務管理体制の整備が義務付けられています。

地域密着型サービスのみを行う事業者で、指定事業所が各務原市内にのみ所在する事業者は「業務管理体制の整備又は区分の変更に係る届出書」を市に提出して下さい。

⑧ 指定

市が指定通知書を発行し、事業者へ送付します。

⑨ 公示

- ・指定事業所の名称、所在地、サービスの種類等を公示します。
- ・市ウェブサイト上に指定事業者の情報を掲載します。

⑩ 開設

《備考》

既に岐阜県から通所介護の指定を受けており、利用定員を19人以上から18人以下に変更することにより地域密着型通所介護の新規申請をする事業者については以下のことに注意してください。

- ・指定申請書類は事業開始1か月前までに提出してください。
- ・市への指定申請と併せて、通所介護の廃止届を岐阜県に提出する必要がありますので、あらかじめ岐阜県に確認してください。
- ・「⑤指定についての介護保険被保険者の意見反映措置」は行いませんので、事業計画書等の提出は不要です。

指定後必要な手続き等

○ 運営推進会議（介護・医療連携推進会議）の設置

利用者、利用者家族、地域住民の代表者、市職員、地域包括支援センター職員、サービスについて知見を有する者（地域の医療関係者）等により構成される運営推進会議等を設置し、定期的（※）に活動状況の報告、評価、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければなりません。（※開催の頻度については、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護はおおむね6か月に1回（年2回）以上、それ以外のサービスはおおむね4か月に1回（年3回）以上です。）

○ 指定内容の変更の届出

事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合、10日以内に市に届け出てください。（必要な添付書類については市ウェブサイトに掲載）

○ 介護報酬の算定に係る体制の変更の届出

新たに加算を算定する場合や、加算の算定要件を満たさなくなった場合などに、体制の変更が必要です。（提出期限や必要な添付書類については市ウェブサイトに掲載）

○ 指定の更新

指定は6年ごとに更新が必要となります。更新を行わない場合は、指定有効期間の満了により指定の効力を失います。

各事業所の指定有効期間満了日までに更新手続きを完了する必要がありますので、手続きの詳細や提出書類等については市ウェブサイトを参照してください。

○ 報告

サービス提供中の事業所内・外で発生した事故・事件、食中毒・感染症、行方不明事故等について、市ウェブサイト掲載のマニュアル及び報告様式を参照し市に報告してください。

お問い合わせ・ご相談

各務原市役所 健康福祉部 介護保険課 施設指導係まで

TEL 058-383-2067（直通）

※ 来庁される場合は事前に電話連絡をお願いします。

（令和2年3月改訂）